

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 建築基準法施行規則第十一条の三の規定による区域の指定の廃止 【告示】 （県例規集登載） ○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 ○ " ○ 土地改良事業計画の変更の認可 ○ 地域森林計画の決定 ○ 地域森林計画の変更 【公告】 ○ 道路の位置の指定 ○ 二級建築士の免許の取消し ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ " ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 ○ 随意契約の相手方の決定 ○ "		建築指導課 指導監査室 耕地課 林政課 建築指導課 用度課 "	
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則に基づき定める規則の一部を改正する規則 【公安委員会】 （県例規集登載） ○ 第五百二十九回岡山海区漁業調整委員会の開催 【海区漁業調整委員会】		情報管理課 <	

令和3年1月15日 岡山県公報 第12260号

◎岡山県告示第十九号

平成六年岡山県告示第六百五号（建築基準法施行規則第十一条の三の規定による区域の指定）は、廃止する。

令和三年一月十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

令和3年1月15日 岡山県公報 第12260号

◎岡山県告示第二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ラベンダーヘルパーステーション

2 所在地

和気郡和気町尺所二四五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ラベンダーヘルパーステーション

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町尺所二四五―一

三 廃止年月日

令和三年一月三十一日

四 事業所番号

三三一二三〇〇二〇九

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

サンキ・ウエルビー介護センター荘内

2 所在地

玉野市迫間二〇七四―一 ミヤテックスビル二〇三号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

サンキ・ウエルビー株式会社

2 主たる事務所の所在地

広島県広島市西区商工センター六―一―一

三 廃止年月日

令和三年一月三十一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇一九一

五 サービスの種類

同行援護

◎岡山県告示第二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

北七区支線66号

かんがい排水

三 認可年月日

令和二年十二月二十九日

◎岡山県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、令和三年四月一日以降十年間における高梁川下流森林計画区に係る地域森林計画を定めたので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和3年1月15日 岡山県公報 第12260号

◎岡山県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、旭川森林計画区及び吉井川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

〔一八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 （ メ ー ト ル ）	道 路 の 延 長 （ メ ー ト ル ）
岡山県指令備中局 建第二〇三六号 令和三年一月五日	一〇	都窪郡早島町早島字塩埴二〇九〇番	六・〇一	二二・七六

〔一九〕 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

令和三年一月六日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

田中 穂 二級建築士 第二〇三五号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

令和3年1月15日 岡山県公報 第12260号

〔二〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一七一七一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟一〇七八一コフレC一〇二

三宅 裕之

三 許可番号

岡山県指令建指第三二一号

〔二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中原字湯桶口三九一一一、三九一一三、三九二一二、三九五一五、三九六一一、三九七一八、三九七一三八、三九八一一、三九八一二、三九九一二、四〇三一二、三九一一四、三八三一二、三七八一二地先から三八三一二地先まで道、三九一一四地先道、三九八一一地先から八〇六一六地先まで道、四〇三一二地先道、三九一一一地先から三九七一二八地先まで道、字柿木道上三七八一二、三七八一〇、三七八一三、三七八一九、三七八一九地先から三七八一〇地先まで道、字巽原八八一二、八八一二地先道、八八一二地先水

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

広島県福山市南蔵王町一丁目六一一

株式会社エブリイ

代表取締役 岡崎 浩樹

三 許可番号

岡山県指令建指第三五〇号

〔二二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中原字湯桶口三九一一一、三九一一三、三九二二二、三九五―五、三九六一一、三九七―二八、三九七―三八、三九八―一、三九八―二、三九九―二、四〇三―二、三九一―四、三八三―二、三七八―二地先から三八三―二地先まで道、三九一―四地先道、三九八―一地先から八〇六―六地先まで道、四〇三―二地先道、三九一―一地先から三九七―二八地先まで道、字柿木道上三七八―二、三七八―一〇、三七八―三、三七八―九、三七八―九地先から三七八―一〇地先まで道、字巽原八八―一二、八八―一二地先道、八八―一二地先水

二 公共施設の種類

道路、下水道、緑地、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

広島県福山市南蔵王町一丁目六一一

株式会社エブリイ

代表取締役 岡崎 浩樹

五 許可番号

岡山県指令建指第三五〇号

令和3年1月15日 岡山県公報 第12260号

〔二三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 購入する物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ（Chrome端末） 一、一一〇式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

令和二年八月十一日

四 契約の相手方の名称及び住所

リコージャパン株式会社 販売事業本部岡山支社岡山第二営業部

岡山市北区下中野二三六番地の六

五 契約金額

四六、五五六、七三〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、二三二、四三〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に

該当するため

令和3年1月15日 岡山県公報 第12260号

〔二四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 購入する物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ（Chrome端末） 一、一七二式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

令和二年八月十一日

四 契約の相手方の名称及び住所

リコージャパン株式会社 販売事業本部岡山支社岡山第二営業部

岡山市北区下中野二三六番地の六

五 契約金額

四九、一五七、一九六円（うち消費税額及び地方消費税の額四、四六八、八三六円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第五号に

該当するため

令和3年1月15日 岡山県公報 第12260号

〔二五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 購入する物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ（Chrome端末） 一、一二八式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

令和二年八月十一日

四 契約の相手方の名称及び住所

株式会社両備システムズ

岡山市南区豊成二丁目七番一六号

五 契約金額

四七、三三六、五二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、三〇三、三二〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第五号に

該当するため

令和3年1月15日 岡山県公報 第12260号

〔二六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 購入する物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ（Chrome端末） 一、〇八七式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

令和二年八月十一日

四 契約の相手方の名称及び住所

株式会社両備システムズ

岡山市南区豊成二丁目七番一六号

五 契約金額

四五、六一五、九五五円（うち消費税額及び地方消費税の額四、一四六、九〇五円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第五号に

該当するため

令和3年1月15日 岡山県公報 第12260号

〔二七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 購入する物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ（Chrome端末） 九九六式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

令和二年八月十一日

四 契約の相手方の名称及び住所

リコージャパン株式会社 販売事業本部岡山支社岡山第二営業部

岡山市北区下中野二三六番地の六

五 契約金額

四二、五六四、〇六〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、八六九、四六〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第五号に

該当するため

令和3年1月15日 岡山県公報 第12260号

〔二八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 購入する物品の名称及び数量

タブレット端末 一、一三二式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

令和二年八月十一日

四 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ラインズオカヤマ

備前市伊部一七二二―一

五 契約金額

五五、五三五、九二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、〇四八、七二〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第五号に該当するため

令和3年1月15日 岡山県公報 第12260号

〔二九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 購入する物品の名称及び数量

タブレット端末 一、三〇〇式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

令和二年八月三十一日

四 契約の相手方の名称及び住所

株式会社プローバ

岡山市南区米倉四二番地の一

五 契約金額

五九、四〇二、二〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、四〇〇、二〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に

該当するため

令和3年1月15日 岡山県公報 第12260号

〔三〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 購入する物品の名称及び数量

タブレット端末 児童生徒貸出用等 一、三〇〇式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

令和二年九月七日

四 契約の相手方の名称及び住所

株式会社プローバ

岡山市南区米倉四二番地の一

五 契約金額

五七、八五七、八〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、二五九、八〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第五号に該当するため

〔三一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 購入する物品の名称及び数量

モバイルWi-Fiルーター 三、九六六台

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

令和二年八月二十日

四 契約の相手方の名称及び住所

KDDIまとめてオフィス西日本株式会社 中国支社

広島県広島市中区八丁堀一六一一

五 契約金額

三八、九一四、三九二円（うち消費税額及び地方消費税の額三、五三七、六七二円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に

該当するため

令和3年1月15日 岡山県公報 第12260号

〔三二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 購入する物品の名称及び数量

手指消毒用エタノールS手指消毒用 五〇〇ML×二本 一、一五八ユニット

手指消毒用エタノールビオレUつめかえ 四二〇ML×二本 一四、四四七ユニット

ト

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

令和二年六月三日

四 契約の相手方の名称及び住所

ビジネススマート株式会社

東京都江東区豊洲三丁目二番三号

五 契約金額

四〇、六三四、五四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、六九四、〇四九円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に

該当するため

◎岡山県公安委員会規則第一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則に基づき定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年一月十五日

岡山県公安委員会

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則に基づき定める規則の一部を改正する規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則に基づき定める規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づき定める規則

第一条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

第二条を次のように改める。

（対象となる申請等）

第二条 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条第一項の規定により岡山県公安委員会が定める手続等のうち、公安委員会等（岡山県公安委員会、岡山県警察本部長又は警察署長をいう。）に対する申請等は、別表のとおりとする。

第三条中「国家公安委員会規則第五条第二項に規定する者の行う申請等」を「前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第一号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百二十九回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和三年一月十五日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一日時

令和三年一月二十五日（月）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 漁業許可の公示について

第二号議案 漁業許可の有効期間の短縮について

第三号議案 知事管理漁獲可能量の設定について

第四号議案 委員会指示について

第五号議案 関係各連合海区漁業調整委員会について